

(1) 一人一人の特性等に応じた必要な指導や支援のために
～学習指導要領を中心に考える～

平成29年7月に示された小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編、平成30年7月に示された高等学校学習指導要領解説総則編では、特別支援教育において大切な視点を次のように述べています。

特別支援教育において大切な視点は、児童（生徒） *¹一人一人の*²障害等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことがあると言える。

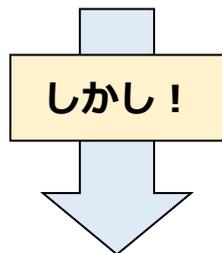
* 1（生徒）は中学校・高等学校学習指導要領での表記

* 2 下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

(a) 特性に応じた指導や支援を行う前に、大切にしたい視点



障がいの種類や程度に関する知識は、私たちの教育の指導・支援の選択肢を広げます。
そのことが、児童生徒の未来も広がります。



「児童生徒一人一人の」という視点がポイントです。

障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導法が決まるわけではありません。

目の前の子どもに合わせて、何が効果的なのかは、本人・保護者、同僚等で話し合いながら決めていくことが大切です。障がいの状態や抱えている学習上又は生活上の困難さは一人一人違います。

だからこそ「児童生徒一人一人の」という視点で子どもの特性等を捉えていく姿勢が大切だと考えます。



(b) 特性に応じた指導・支援の【10の視点】

小学校、中学校、高等学校の「学習指導要領解説」における各教科等の解説では、障がいのある児童生徒などへの配慮事項について次のように述べています。

障害のある児童（生徒）*¹などの指導に当たっては、個々の児童（生徒）によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど*²、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示している。

* 1（生徒）は中学校・高等学校学習指導要領で表記

* 2 下線は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記



学習活動を行う場合に生じる困難さについて、学習指導要領解説では次の困難さを記載しています。

- ①見えにくさ ②聞こえにくさ ③道具の操作の困難さ
- ④移動上の制約 ⑤健康面や安全面での制約 ⑥発音のしにくさ
- ⑦心理的な不安定 ⑧人間関係形成の困難さ ⑨読み書きや計算等の困難さ
- ⑩注意の集中を持続することが苦手

*この視点以外にも、様々な困難さが考えられることにも留意が必要です。

学習上の困難さに対して、全ての各教科等の学習指導要領解説において、その指導内容や指導方法の工夫を示しています。その際、各教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替えを安易に行うことがないように留意するとともに、児童生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

当センターでは、この記載のある10の項目を【10の視点】と位置付けています。



今回の学習指導要領で示されている各教科等の指導内容や指導方法の工夫の具体的内容は、福島県特別支援教育センターWebサイトで『障がいのある児童生徒などへの配慮』の中で紹介しています。

**私たちの指導・支援の幅を広げることで、
子どもたちの学びのチャンスが広がります！**